

京都市財政改革有識者会議について

1 設置の目的

京都市では平成 7 年度以降、間断なく徹底した行財政改革に取り組んでおり、とりわけ平成 16 年度予算編成からは、政策評価制度や事務事業評価制度を活用した戦略的予算編成システムにより、効果的かつ効率的な資産配分を行うなど、多様化する行政需要に対応するとともに、本市財政の構造的な課題による恒常的な収支不足についても一定縮減を図ってきました。しかしながら、三位一体改革以降の全国平均を上回る地方交付税の大幅な削減や、平成 20 年度後半からの急激な景気後退の影響を受けて、構造的な課題による収支不足は完全な解消には至っておらず、本市財政は極めて危機的な事態に陥っています。

このため、外部有識者の方々の専門的知識を取り入れることで財政構造の改革を進めるため、財政健全化推進本部長（市長）の諮問機関として、新たに「京都市財政改革有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、提言を頂戴し、市政運営の基礎となる市財政の構造的な改革に取り組みます。

2 主な審議事項

(1) 本市財政構造等の分析と課題抽出

- ・ 財政や都市の特性に関する諸指標を用いた他の指定都市との比較等による、本市の財政構造等の分析
- ・ 財政構造の抜本的改革のための課題抽出

(2) 財政構造の抜本的改革等の検討

- ・ 財政構造の抜本的改革の方向性検討
- ・ 改革の効果が現れるまでの間の恒常的な収支不足の対策検討
- ・ 低成長社会、少子・長寿社会における財政運営の検討

3 今後の予定

21 年 12 月 有識者会議での集中的な議論（22 年 1 月まで 2 回程度）

22 年 1 月 今後の審議の方向性まとめ
（財政構造の課題抽出や、財政改革の進め方の論点整理）

22 年 3 月～ 有識者会議での更なる議論（概ね月 1 回程度開催）

22 年 7 月 最終提言

4 会議の持ち方

(1) 会議の公開

当会議における審議事項は市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、公開のうえで議論することとする。

なお、「京都市市民参加推進条例」においても、原則、「審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体の会議は、公開しなければならない。」と定められている。

(2) 議事録の取扱いについて

「京都市市民参加推進条例」において、公開で開催した会議については会議録を作成し、公表しなければならないと定められていることから、事務局作成の原案について会議出席者が内容確認したうえで、京都市財政課ホームページに掲載することとする。

■ 京都市市民参加推進条例（抜粋）

（審議会等の会議の公開）

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

■ 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報

① プライバシー情報（第7条第1号）

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

② 法人等事業活動情報（第7条第2号）

技術上のノウハウ、営業上の秘密など、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報

③ 任意提供情報（第7条第3号）

法人等又は個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報で、当該条件が合理的であると認められるもの

④ 公共の安全、秩序の維持情報（第7条第4号）

公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生じたり、公共の安全と

秩序の維持に支障を来すおそれのある情報

⑤ 審議，検討，協議情報（第7条第5号）

本市等又はその相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることによって，率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じるおそれのあるもの

⑥ 事業又は事業遂行情報（第7条第6号）

本市等が行う事務事業のうち，監査，契約，調査に係る事務など，当該事務又は事業の性質上，公開することによってその目的が損なわれたり，公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

⑦ 法令秘情報（第7条第7号）

法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示がある情報